

図書館（公民館）の運営について

- 1、「指定管理者制度」導入についての説得力ある説明を
条例改正（6月議会提案）
委託仕様書
指定管理者公募（プロポーザル）
提案書審査
指定管理者内定
議会承認（12月議会）
契約（3月）

などの手続き的な説明ばかりではなく、
また、社会教育審議会において協議しているという詭弁ではなく、

- 2、習志野の図書館構想（旧習高跡地計画を含めた6地区館構想）について現在状況をどう認識、評価しているのか
このように中央図書館構想すらとん挫しており、「習志野の図書館地区館構想」のかなめとなる図書館を、きちんとした図書館法に準じた市民協働の原理に従って「新たな構想」を打ち立てるべきで、それはいつになるのか。
- 3、現在の図書館運営の閉塞、低迷状態が言われるが、その原因をどう分析し改革しようとしているのか。

① 施設整備

地区館構想を言いながら地区館の統括館として大久保中央図書館構想を進めようとする中、さらなる運営・管理の合理化を図るため、残り地区館4館をなぜ「指定管理委託」しようとするか。

施設整備計画と運営計画が混沌としている。

② 運営面からの総括が十分に果たされての施策なのか。

地区館構想を前提に、図書の貸出しサービスにおいてコンピュータシステムを導入し、改善を図ってきたが、図書貸出しサービス機能だけに特化し、本来の市民の学習活動・支援を施策として十分に行ってきたか。

③ 運営体制

運営の根幹である司書、主事・館長等、専門職員の配置をこれまでの 確行ってきたか

近年では、行政への協働参画が市民学習の課題になっているが、図書館運営において、図書館法に準ずる「運営協議会」を設け、市民協働・参加の運営がなされてこなかったのはなぜか。（公民館には公運審があるが、審議会の機能を果たさせているか。）

今の図書館運営の沈滞は、行政の施設整備政策から市民協働参画の図書館運営に結び付かない結果であり、この失敗を今度は、民間委託に替えるとは、どういうことか。

市民協働・参加による協議結果として、公共施設の委託化というならまだ納得できる話になろう。

- 4、行政は、市の財務改善（集中改革プラン）計画として、公共施設の仕分けを行い、運営の改善を現場に要請していますが、それが、なぜ指定管理委託化になり、それを強引に進めようとしているのか、図書館の運営手法が破たんしているのに、それでは行政責任の転嫁にはならないのか

指定管理委託の手法は行政の財務改善に役立ち、つながると思いますが、図書館、公民館に対する財政投資の実態を把握する意味から、まず、図書館、公民館の財務状況、経営実態を明らかにした中で、経営改善策としてはじめて改革の方向性が出てくるわけで、そういう実態を認識しない指定管理の議論ができるのか。

図書館や公民館は、自治体が設置、運営の責任を負うもので、同時に自治体の文化度、市民の社会教育、生涯学習の振興が表現、実現されるものです。

したがって、運営面の評価、効果測定（モニタリング）をきちんと行い、運営は十分な財務体質になっているかを検証することが重要です。

市の財務改善に政局化した図書館、公民館の委託政策は、図書館や公民館の本旨に沿うものなのか、本当に疑問であります。

- 5、そこで、図書館、公民館の本質的な改善計画を樹立する意味から、
①運営面における市民参加、協働参画の仕組みの運営協議会の設置を図り、
②そこで、習志野の市民の夢と希望をかなえる生涯学習の拠点として新たな図書館、公民館構想を議論し、計画化を図る必要がある。

③きちんとした運営マスタープランのない中、市の財務改善を理由に指定管理者に委託する構想はあまりにも拙速である。まずは、図書館・公民館の将来展望を持った運営計画、経営計画を立てることが肝要である。

6、社会教育課にお願いしたいのは、こういう市民の生涯学習活動を十分支援、協働する体制、政策を作ってほしいものである。

7、社会教育行政における教育長の見解をうかがいたい

8、市民協働参画に対する市長の見解をうかがいたい

9、文科省においても「これからの図書館経営に必要な視点」というパンフレットが出ております。

- 1、図書館の持つ資源の見直し再配分
- 2、図書館長の役割
- 3、利用者の視点に立った経営方針の策定
- 4、効率的な運営方法
- 5、図書館サービスの評価
- 6、継続的な予算の獲得
- 7、広報活動
- 8、危機管理
- 9、図書館職員の資質向上と教育・研修
- 10、図書館の経営化
- 11、管理運営形態の改善

等について地域の中で十分に協議し、新たな図書館構想に基づく行政運営を提案しています。

このような検証を行政はやっているのか。

10、このように、まずもって市の設置した図書館が、市民の納得いくサービスになっているのか、そこら辺からもう一度、習志野の図書館・公民館の経営を変えていったらよいのではないのでしょうか。

その基本的な推進組織の方向に基づいた図書館関係者こぞっての「運営協議会」を設定し、新たな図書館構想を戦略化すべきではないのでしょうか。

財政改善を志向した指定管理者による図書館運営は余りにも拙速のように思えてなりません。改めて、市民協働参画の趣旨にのっとり、図書館の運営を議論し、きちんとした財政・経営基盤を確立し、公益法人として運営できる段階になって初めて、民間化の議論をしてもよいのではないのでしょうか。

以上、よろしく、解説、説明方、お願い申し上げます